

# 藤井寺市教育大綱

(案)

～つながり 輝き 未来を拓く 心豊かに学べるまち 藤井寺～



平成28年 月

大阪府藤井寺市



## はじめに

藤井寺市は、世界文化遺産登録を目指す緑豊かな古市古墳群をはじめ、多くの文化遺産が存在し、また、菅原道真ゆかりの道明寺、道明寺天満宮、西国三十三箇所観音霊場の葛井寺などの貴重な歴史資産があふれる歴史文化の薫り高いまちです。

これらの歴史・文化・伝統を尊重し、次の世代に受け継ぎ、さらに新しい文化を創造し、魅力のあるまちにするためには、家庭、地域、学校園が一体となった教育が必要です。

将来の藤井寺市を担い未来にはばたく子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、「夢」・「志」・「生きる力」を身につける教育を進めるとともに、あらゆる世代の市民が生涯にわたって学び、スポーツに親しめる地域社会を構築することにより、ふるさと“藤井寺”への誇りと愛着を持ち続けながら、人のつながりを大切にできる豊かな心を持った人を育てていきたいと考えています。

平成27年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に伴い、新しい教育委員会制度がスタートし、私と教育委員会が教育政策を協議・調整を行うことができる「総合教育会議」を新たに設置しました。

このたび、総合教育会議での協議により、藤井寺市の教育の目標や施策の根本となる「藤井寺市教育大綱」を策定しました。

平成28年 月

藤井寺市長 國下 和男

## 目 次

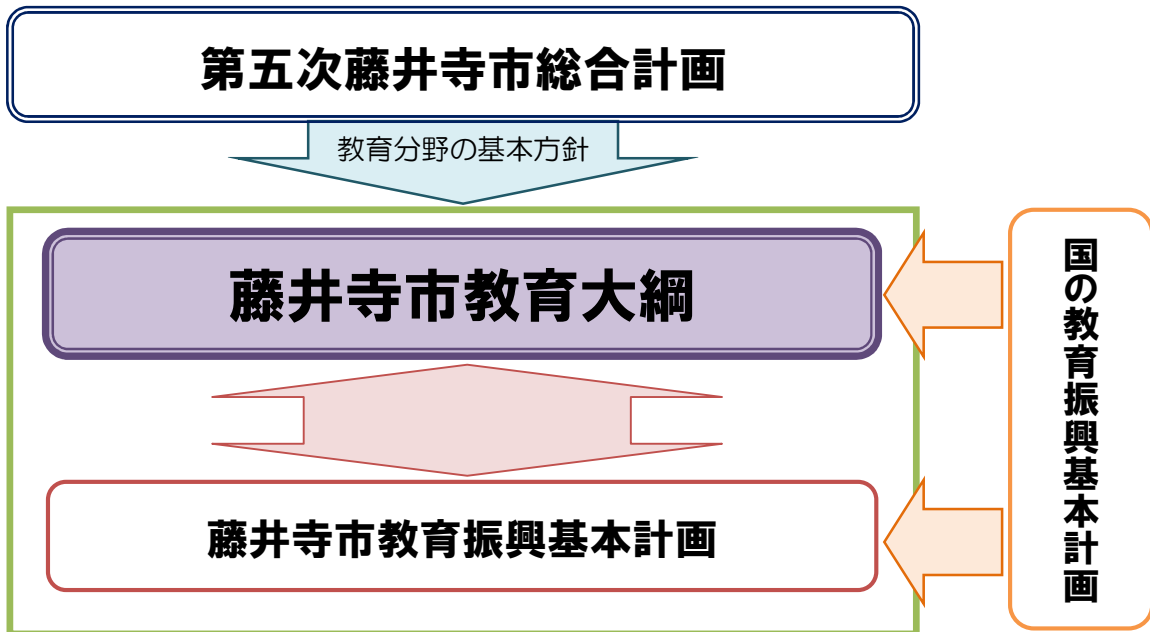
1	教育大綱の策定にあたって	-----	1
2	教育大綱の位置づけ	-----	1
3	教育大綱の期間	-----	1
4	教育大綱 体系図	-----	2
5	理 念	-----	2
6	基本視点	-----	3
7	基本方針	-----	3
	(1) 安心して子どもを産み育て、未来を拓くまちづくり	-----	3
	(2) 心豊かに学び、暮らせるまちづくり	-----	3
	(3) 歴史文化の薫るまちづくり	-----	3

## 1 教育大綱の策定にあたって

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、市長と教育委員会がより一層連携を図りながら教育行政を推進することを目的に、市長が、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌し、地域にあった「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされたことから、藤井寺市教育大綱（以下「教育大綱」という。）を策定するものです。

## 2 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育基本法第17条第1項の規定に基づく国の教育振興基本計画を参酌するとともに、第五次藤井寺市総合計画の基本目標を踏まえ、藤井寺市教育振興基本計画の骨子となる部分をもって教育大綱として定めるものです。

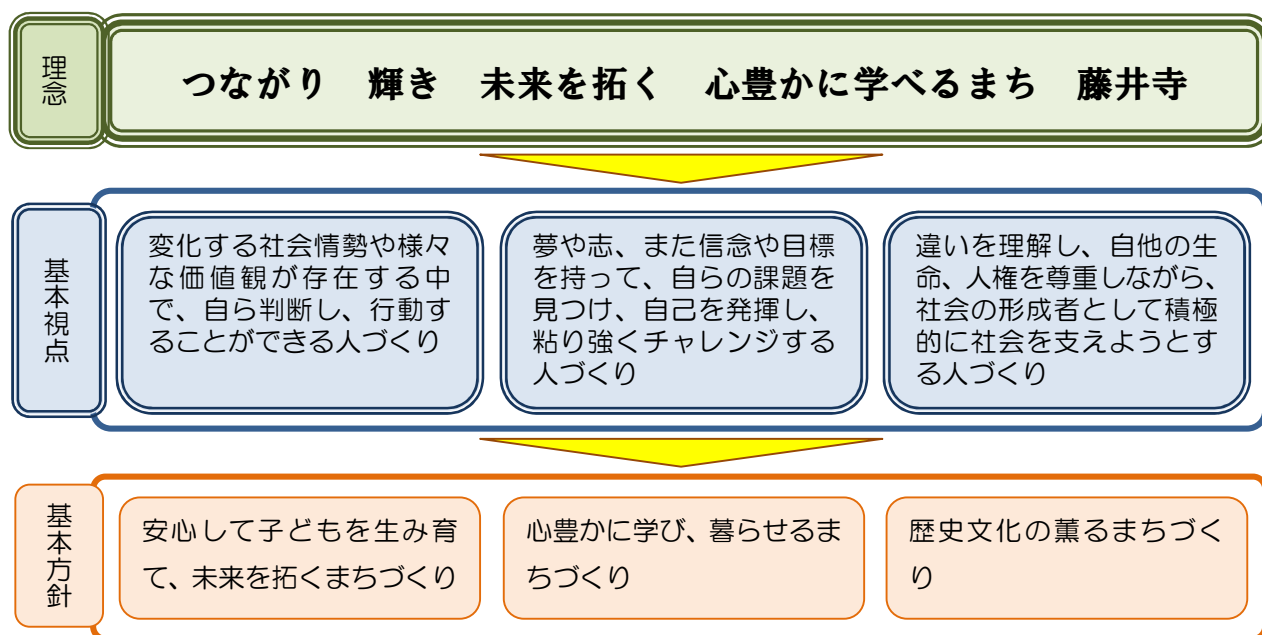


## 3 教育大綱の期間

教育大綱が対象とする期間は、平成28年度を始期、平成31年度を終期とする4年間とします。ただし、国及び大阪府の動向並びに社会情勢の変化に応じ、必要な見直しを行うものとします。

27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
	藤井寺市教育大綱								
	第五次藤井寺市総合計画								
	藤井寺市教育振興基本計画								

## 4 教育大綱 体系図



## 5 理念

～ つながり 輝き 未来を拓く 心豊かに学べるまち 藤井寺 ～

### つながり

学校や家庭、地域とのつながりと、歴史・文化や自然とのつながりの中で学び、喜びを感じ、人への思いやりや知識を身につけるとともに、地域の人々が守り継いできた本市の歴史や文化、自然を次世代に継承する郷土を愛し、郷土に誇りをもつ子どもの育成をめざします。

### 輝き

子どもも大人も、地域や社会でいきいきと活躍でき、積極的に社会を支え、自らも輝き、まちも輝く、明るい未来を創造していきます。

### 未来を拓く

子どもたちが、夢や志、信念や目標をもって、自らの課題を見つけ、自己を発揮し、チャレンジすることにより、たくましく大きく羽ばたき、未来を切り拓いていくことのできる教育を提供します。

### 心豊かに学べるまち

市民誰もが生涯を通して、自分らしく、明るく元気で心豊かに暮らすため、学習機会の提供やスポーツ・文化活動の支援などにより、市民がお互いに学びあい、高めあい、心身ともに豊かに暮らせるまちをめざします。

## 6 基本視点

次の3つの基本視点を定め、その目標達成をめざした教育を進めます。

- (1) **変化する社会情勢や様々な価値観が存在する中で、自ら判断し、行動することができる人づくり**
- (2) **夢や志、また信念や目標を持って、自らの課題を見つけ、自己を発揮し、粘り強くチャレンジする人づくり**
- (3) **違いを理解し、自他の生命、人権を尊重しながら、社会の形成者として積極的に社会を支えようとする人づくり**

## 7 基本方針

基本理念の実現に向け、基本視点をもとに、3つの基本方針を示し、家庭、地域、学校園が相互に連携を図りながら教育を進めます。

### (1) **安心して子どもを生み育て、未来を拓くまちづくり**

子どもを安心して生み育てることができる環境を充実させるとともに、未来を担う子どもたちが、たくましく健やかで、豊かな人間性や生きる力を育める教育を推進します。また、家庭・地域・学校園がそれぞれの役割を果たしながら連携することにより、子どもたちの健全な育成に努めます。

### (2) **心豊かに学び、暮らせるまちづくり**

生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、市民の自主的な文化・芸術活動を支援します。また、健康の保持・増進を図るための生涯スポーツの普及から、スポーツ競技力の向上に至るまで、市民が日常的にスポーツに取り組み、心身ともに健康に暮らせるまちづくりに努めます。

### (3) **歴史文化の薫るまちづくり**

本市には、古市古墳群をはじめ、多くの文化遺産が存在します。また、葛井寺、道明寺、道明寺天満宮などの貴重な歴史資産や国の登録文化財に指定されている歴史的建造物等が遺存しています。子どもや市民がこれらの文化財の価値や時代背景、人とのかかわり等を知り、大切にしようとする心情の醸成に努めます。また、地域住民と十分協議し、適切な形で保護・保全を図り、後世に引き継いでいくよう努めます。



# 藤井寺市教育大綱

藤井寺市